

**住民票の写し等の申請および
転入・転出の届け出の際には
本人確認にご協力ください**

市では、不正な届け出や、なりすましによる証明書発行を防止し、皆さんの個人情報を保護するため、住民票の写し・戸籍謄本等各種証明書の申請および転入・転出等の届け出や、婚姻・離婚等の届け出の際には、運転免許証・顔写真付き住民基本台帳カード等により、届け出人がご本人である確認を行っています。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。



ご利用ください 就学援助制度

◆就学援助制度

市では、経済的な理由から小・中学校にかかる費用でお困りのご家庭

に対し、給食費・学用品費等を支給する援助制度を設けています。

対象世帯 市内小・中学校に通学している児童・生徒がいて次のいずれかに該当する世帯

生活保護を受けている世帯

市民税の非課税世帯

児童扶養手当を満額支給されてい

る世帯

経済的理由でお困りの世帯（所得の目安：4人家族で年間所得31万円以下／世帯構成により変わります）

◎このほか、特別な事情がある場合はご相談ください。

申請方法 3月1日(木)から4月16日

(用までに、印鑑・保護者名義の預金口座番号（郵便局を除く）がわ

■1月2日以降に転入の場合

必要書類 収入のある家族全員分の次

のいずれかを申請書に添付

▼平成18年分所得税の確定申告書の写し（要受付印）

▼平成18年分源泉徴収票

▼平成19年度（平成18年中所得）住民税申告書の写し（要受付印）

▼平成19年度（平成18年中所得）住民税申告書の写し（要受付印）

◆奨学金制度

対象 4月から高等学校または専門学校に入学が決定している

事情により修学困難な高校生等に、次の奨学金制度を設けています。

●育英奨学金

市では、市内に居住し、ご家庭の

素行良好・成績優秀な生徒（新1年生）で、本人および保護者が市

税を滞納していない方（定員の範

○すでに高等学校または高等専門学校に在学している生徒（新2年生以上）で育英奨学金の受給申請をお考えの方は、定員の空き状況を教育総務課へお問い合わせください。

● 遺児奨学金

対象 4月から高等学校に入学が決定または現在在学しており、不慮の災難などで両親または父母のいずれかを亡くした素行良好・成績優秀な生徒で、本人および保護者が市税を滞納していない方

支給額 月額5,000円

申請方法 4月2日(月)までに①申請書②校長の推薦書③誓約書④成績証明書⑤戸籍謄本（遺児奨学金申請者のみ）⑥平成18年中の所得を証明する書類（収入のある家族全員分）を市役所6階・教育総務課へ提出

⑥に該当する書類

平成18年分源泉徴収票

平成18年分所得税の確定申告書の
写し（要受付印）

平成19年度（平成18年中所得）住
民税申告書の写し（要受付印）

提出書類の配布 ①申請書②学校長
の推薦書③誓約書は、3月1日(木)
から市役所6階・教育総務課およ
び市内各中学校で配布。また、市
ホームページからも入手可能

いずれの奨学金も収入の多い方は、
ご利用できない場合があります。詳
細は、お問い合わせください。



災害時等における応援協定調印式を行いました

『3月25日(日)・4月1日(日)』

転入・転出届出窓口を開設(市役所本庁舎)

市では、転入・転出などが集中する3月下旬～4月上旬の日曜日に、住所異動届出などの臨時受付を行います。

と き 3月25日(日)、4月1日(日)/

午前8時30分～午後5時

【取扱業務／担当課】

● 転入・転出・転居等による住所異動届の受付／市役所1階・市民課

(☎ 2998-9087・FAX 29

98-3190)

● 国民健康保険、国民年金／市役所1階・国保年金課 (☎ 2998-

1階・国保年金課 (☎ 2998-

9131・FAX 2998-9061)

● 乳幼児、重度心身障害児等、ひとり親家庭等、老人保健に関する医

- 療証等の申請受付／市役所1階・福祉総務課 (☎ 2998-9111)
 - 3・FAX 2998-1147)
- 介護保険申請受付／市役所1階・介護保険課 (☎ 2998-9420)
 - FAX 2998-9410)
- 児童手当／市役所1階・子ども支援課 (☎ 2998-9124・FAX 2998-1147)
- 新入学・転入学の手続き／市役所1階(特設窓口)・学校教育課 (☎ 2998-9238・FAX 2998-9167)
- 市税の納税／市役所2階・収税課 (☎ 2998-9073・FAX 29

【注意事項】

◎ 取扱業務等の詳細は、各担当課へお問い合わせください。

▼ 出張所等の窓口は開設しません。お問い合わせください。

▼ 日曜日に休業している関係機関への問い合わせが必要な業務は、手続きできないことがあります。

▼ ご来庁の際は、公共交通機関をご利用ください。

『住基カード』をご存知ですか?

全国共通の住民基本台帳カード（住基カード）を、希望する方に交付しています。

このカードは、住基ネットを利用したサービス（住民票の広域交付等）を受けられるほか、公的個人認証サービスの電子証明書の保存用カードとして利用することができます。

カードには、顔写真付きと顔写真なしの2種類があります。顔写真付きのカードは、運転免許証等と同様に、銀行などの窓口における公的な身分証明書として利用できます。

カードの交付手数料 500円

◎公的個人認証をご希望の方は、交付手数料のほかに別途500円が必要です。

詳細は市民課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 市民課（☎2998-9087・FAX2995-3190）

- 裂き布ぞうりづくり**

と き 3月18日(日)、31日(土)／いずれも午前10時～午後0時30分

ところ リサイクルふれあい館・エコロ

定 員 いずれも申し込み先着20人

持ち物 幅5cm・長さ1.5～2mに裂いた木綿布（シーツ1枚分程度）

◎3月10日(土)の生涯学習フェスティバルでも開催（要予約）します。

■**羽織で作るコートジャケット講習会**

■羽織で作るコートジャケット講習会

- 羽織で、携帯にも便利な軽くて暖かいコートジャケットを作ります。

とき 3月10日(土)／午前10時～午後3時

ところ リサイクルふれあい館・エコロ

定員 申し込み先着20人

持ち物 羽織（できれば男物）、ミシン、裁縫用具、昼食

■ 3月の行事

開催日時	行事名
3月9日(金)／午前10時～	裂き織り(コースター)
3月11日(日)、25日(日)／午前10時～	包丁研ぎ講習会
3月14日(木)／午前10時～	裂き織り(ランチョンマット)
3月17日(土)、25日(日)／午前10時30分～	廃食用油から石けん作り
3月24日(土)／午後1時30分～	洋傘修理
3月24日(土)／午後1時30分～	おもちゃの病院
3月29日(木)／午前10時～	針の手ほどき(古布コサージュ、新聞ブローチほか)
3月30日(金)／午前10時～	布から紙すき・家具修理のひけつ
毎週金曜日／午前10時 ◎中止となる場合もありますので、事前にお問い合わせください。	小型家具即日頒布(先着10点程度)
3月10日(土)、24日(土)	大型家具抽選会(40点程度) ◎事前に申し込みが必須です。

◎申し込み方法などの詳細は、お問い合わせください。
申し込み・問い合わせ リサイクルふれあい館（☎2994-5374・FAX2994-1118／休館日：月曜日・祝休日／月曜日と祝休日が重なる場合は翌日も休館）

全国統一防火標語

消さないで

あなたの心の
注意の火。

① 重点目標
住宅防火対策の推進

② 放火火災・連続放火火災防止対策
の推進

③ 特定防火対象物等における防火安
全対策の徹底

④ 乾燥時および強風時の火災発生防

幅ながら減少となり、建物火災は75・9%と高遅れにより焼死する事例」の一部を改

前年と比較する
となりました。し
火災（58件）に占
二件数（44件）の
高く、1人の方が
光していきます。

と小
かし
める
割合
逃げ
死者
おり、
者の方
防條
消防
築住

・放火させない環境づくり』、
するため、町内会や自治会を
した「放火を防ぐ地域づくり」
議会」と連携し、引き続き各
防止対策を推進します。

この運動は、火災の発生しやすい気候を迎えるにあたり、市民の皆さんに防火・防災に関する正しい知識と防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生または拡大を防し、尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。

- ⑤地域における防火安全体制の推進
- ⑥震災時における出火防止対策の推進
- ⑦電気火災予防対策の推進
- ⑧消火器の適切な維持管理の推進

義務付けられており、既存住宅に
いても平成20年6月1日になるま
に住宅用火災警報器の設置が義務
化されています。期限までには時
がありますが、お早めに設置され
ことをお願ひします。

■ 春季火災予防キャンペーン

皆さん、ぜひお越しください。

イベントのごあんないー

十分注意されるとともに、万一、火災が起つてしまった場合は、「ちわてず、落ち着いて」初期消火と19番通報をお願いします。

音語

4月 入院時の窓口負担が
軽減されます

国民健康保険に加入している70歳未満の方が入院したとき、同一の月に同一医療機関の窓口での支払いが、平成19年4月入院分から70歳以上の方と同様に自己負担限度額（一部負担金から高額療養費分を除いた額）までとなります。自己負担限度額は世帯の所得区分によって異なるため、所得区分が記載された「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に保険証とあわせて提示する必要があります。あらかじめ国保年金課へ申請して交付を受けてください。◎外来や複数の医療機関への支払いで自己負担限度額を超える場合は、これまでどおり後日申請により支給します。なお、保険税の滞

■医療機関への提示			
区 分	自己負担限度額(月額)	4月から提示するもの	○保険証を提示してください。
一般世帯	80,100円 +「1%」	保険証、限度額適用認定証	階・国保年金課へ
上位所得世帯	150,000円 +「1%」	保険証、限度額適用認定証	申請受付 4月1日から市役所1
住民税 非課税世帯	35,400円	保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証	0061-9131・FAX220000 - 0061